

錦町引越費用補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内における移住定住促進を図るため、本町以外に居住していた者が、錦町空き家等情報登録制度空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）及び錦町移住促進住宅取得費補助制度により移住する際に、予算の範囲内において引越費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、錦町補助金等交付規則（平成 10 年錦町規則第 9 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「移住」とは、錦町以外の市区町村に居住していた者が、永住の意思をもって錦町に転入し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき錦町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を錦町に置くことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請した日において、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 錦町移住促進住宅取得助成制度を利用して移住する者
- (2) 空き家バンクを利用して、空き家の売買（一親等の親族からの購入を除く。）の契約を締結した者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、当該引越しに要する経費に相当する額とし、5 万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、錦町引越費用補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 引越費用に係る見積書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、錦町引越費用補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときは、速やかに錦町引越費用補助金事業実績報告書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 引越費用に係る領収書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 8 条 町長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに報告に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、錦町引越費用補助金額確定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 9 条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、錦町引越費用補助金交付請求書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 10 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 移住した本人及びその属する世帯の世帯員全員が、当該補助金の交付を受けた日から起算して 3 年以内に町外に転出したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に反したとき
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。